

NAICS 及び ISIC における小売業の分類項目

小売業については、取扱商品による区分(=業種)と、営業方法、営業形態などの商品の売り方による区分(=業態)^(注)の2つの観点から分類項目を設定することが可能である。

NAICS 及び ISIC における小売業の分類項目の設定状況について、業種及び業態の観点から確認した結果は以下のとおり。

(注) 本稿においては、取扱商品による区分を「業種」、営業方法、営業形態などの商品の売り方による区分を「業態」とする。

1 2022NAICS における小売業

(1) 小売業の分類基準

2022NAICS (2021年12月21日公表)における小売業では、分類の基準として、以下の2点が2017NAICSから引き続き定められている。

- a) 取り扱う商品又は商品群；例えば、専門店は総合店と区別される。
- b) 事業所の一般的な取引の名称。この基準は、薬局や百貨店のよう、業界や一般によく知られていても、取り扱う商品群で見ると厳密な定義が困難な場合に適用される。

(2) 商品の売り方による区分の分類項目

2022NAICSにおいて、上記b)の基準に基づき設定されていると考えられる分類項目は以下のとおり。

- ・ 444110 ホームセンター業
主として、特にいずれかに比重を置くことなく、木材、配管用品、電気用品、工具、金物類、金属製品、芝生園芸用品など、新品の住宅補修資材用品を総合的に扱うホームセンターとして一般に知られる事業所をいう。
- ・ 445110 スーパーマーケット及びその他の食料品小売業（コンビニエンスストアを除く）
主として、缶詰や冷凍食品、生鮮果物野菜、精肉加工肉、鮮魚、鶏肉類など、食品の総合小売を行うスーパーマーケット及び食料品店として一般に知られる事業所をいう（コンビニエンス小売業を除く）。この産業には、主として食品の総合小売を行うデリカテッセンタイプの事業所が入る。
- ・ 445131 コンビニエンス小売業
コンビニエンスストアやフードマート（給油所を運営するものを除く）などの、主として牛乳、パン、ソーダ、スナックなどの限られた食品を小売する事業所をいう。
- ・ 445132 自動販売機運営業
主として、自動販売機により商品を販売する事業所をいう。
- ・ 455110 百貨店

主として、衣料、宝石、インテリア用品、玩具など、新品の商品ラインを扱う各部署があり、特定の商品だけを扱うのではない、いわゆる百貨店業所をいう。百貨店は、生鮮果物、生鮮野菜、乳製品などの生鮮食品を販売する場合もあるが、こうした商品の販売量は大量ではない。固定された売り場がある百貨店では、部署ごとに顧客会計エリアが備わっていたり、総合会計エリアが備わっていたり、その両方が備わっている場合もある。

・455211 会員制大型ディスカウントストア・スーパーセンター

主として、衣料、家具、家電などの新品の製品を総合的に扱うと共に、大量の各種の鮮魚や野菜、乳製品、肉類、その他の生鮮食品など、食料雑貨も総合的に販売する、ウェアハウスクラブ、スーパーストア、又はスーパーセンターと呼ばれる事業所をいう。

・455219 その他すべての総合小売業

主として、総合小売(百貨店、ウェアハウスクラブ、スーパーストア、スーパーセンターを除く)で新品の商品を小売する事業所をいう。こうした事業所は、いずれかに比重を置くことなく、衣料、自動車部品、乾物、食料雑貨、金物類、家庭用品又はインテリアなどの新品の製品を総合的に、また、その他を限定的に扱う。この産業は、主にオークションベースで新品・中古品の小売を行う事業所も含む。

・456110 薬局・ドラッグストア

主として、処方薬又は非処方薬を小売する薬局やドラッグストアとして知られる事業所をいう。

上記の分類項目は、取り扱う商品群で区分することは困難であるが、商品の売り方(営業方法、営業形態)という観点から設定されているものと考えられ、業態による区分であると思料。

なお、2022NAICSにおける小売業では、「店舗小売」と「無店舗小売」の区分が廃止されている^(注)。

(注) 2022NAICSの小売業の総説には、「小売業者は、インターネット上のウェブサイト、「インフォーマーシャル」の放送、ダイレクトレスポンス広告の放送及び発行、紙又は電子カタログの発行、戸別訪問勧誘、家庭での実演販売、移動店舗(食品を除く露店)での販売、自動販売機による販売など実店舗以外の方法によって、または実店舗に加えてこれらの方法で、顧客に接触し商品を販売することがよくある。」と記載されている。2017NAICSで「454 無店舗小売業」に位置づけられていた「454110 電子ショッピング・通信販売小売業」及び「454390 その他の直接販売業」は、2022NAICSでは、無店舗販売を販売方法の1つとして行っていると考えられる各6桁分類に再編されている。

2 ISIC 第4版における小売業

(1) 小売業の定義

ISIC 第4版の小売業は、「個人または家庭の消費または使用に供するため、商店、百貨店、屋台、通信販売会社、行商人、呼び売り人、消費者協同組合などによって主として一般消費者を対象に行われる、新品及び中古品の再販売(変形・加工を伴わない販売)を含む」とされている。

(2) 小売業の分類構造

- ISIC 第4版の小売業は、第一に販売店の店舗の有無によって分類される（店舗における小売業は小分類 471～477、店舗によらない小売業は小分類 478 及び 479^(注)）。

(注) 今般の ISIC 改定の検討の結果、改定 ISIC では小分類 478 及び 479 は廃止の予定。

- 店舗における小売りについては、非専門店による小売り（小分類 471）と専門店による小売り（小分類 472～477）で区分され、非専門店による小売りにはスーパーや百貨店のような多種多様な商品を小売りするものが含まれる。他方、専門店による小売りは、さらに、販売する商品によって分割される。

ISIC 第4版 大分類G 卸売・小売業；自動車・オートバイ修理業

中分類	小分類	細分類	項目名
47			小売業（自動車及びオートバイを除く。）
	471		非専門店小売業
		4711	食料品、飲料またはたばこが主な非専門店小売業
		4719	その他の非専門店小売業
	472		専門店による食料品、飲料及びたばこ小売業
		4721	専門店による食料品小売業
		4722	専門店による飲料小売業
		4723	専門店によるたばこ小売業
	473		専門店による自動車燃料小売業
	474		専門店による情報通信機器小売業
	475		専門店によるその他の家庭用機器小売業
	476		専門店による文化・娯楽用品小売業
	477		専門店によるその他商品小売業
	478		露店及び市場による小売業
		4781	露店及び市場による食料品、飲料及びたばこ小売業
		4782	露店及び市場による織物、衣料及び履物小売業
		4789	露店及び市場によるその他商品小売業
	479		店舗、露店または市場によらない小売業
		4791	通信販売またはインターネットによる小売業
		4799	店舗、露店または市場によらないその他小売業

(注) 小分類 473～477 は細分類の記載を省略

(3) 小分類 471 非専門店小売業

- 小分類「471 非専門店小売業」は、多種多様な商品を取り扱う小売業が含まれ、細分類「4711 食料品、飲料またはたばこが主な非専門店小売業」には、食料品スーパーやコンビニエンスストアが該当、細分類「4719 その他の非専門店小売業」には、百貨店、ホームセンター、ドラッグストアなどが該当すると考えられる。

471	非専門店小売業 この小分類は、スーパーやデパートのような多様な製品品目の同一事業単位における小売り（非専門店）を含む。
4711	食料品、飲料またはたばこが主な非専門店小売業 この細分類には以下が含まれる。 —以下のような非常に多種多様な商品（ただし、食料品、飲料、またはたばこが主なものでなくてはならない。）の小売り ・主たる食料品、飲料またはたばこの販売以外に、衣料、家具、電気製品、金物類、化粧品などといった何種類かの他の商品を取扱っている総合店の小売活動 この細分類は以下を除く。 —燃料、食料品、飲料を組み合わせて小売販売しており、燃料の売上が大部分を占める場合（4730 参照）
4719	その他の非専門店小売業 この細分類には以下が含まれる。 —以下のような非常に多種多様な商品の小売りで、販売の中心が、食料品、飲料、またはたばこではないもの ・衣料、家具、電気製品、金物類、化粧品、装身具、玩具、スポーツ用品などを含む総合的な品揃えのある百貨店の小売活動

ISIC 第4版 小分類 471 非専門店小売業

- 以上を踏まえると、ISICの小売業では、取り扱う商品に基づき分類項目を設定しており、「非専門店小売業」において「多種多様な商品を取り扱う小売業」として、専門店の分類項目には該当しない販売形態の小売業を捉えていると考えられる。

<参考> NACE 第2版における小売業

- NACEはISICから派生したものであり、NACEとISICの分類項目は、上位レベルでは一致しており、細分類レベルではNACEのほうが詳細に設定を行っている。
- そのため、小売業の分類構造についても、ISIC同様、第一に販売店舗の有無によって分類を行い、店舗における小売りについては、非専門店と専門店とを区分を行っている。専門店による小売りは、さらに販売する商品によって分割されている。
- 小分類「47.1 非専門店における小売」、細分類「47.11 非専門店における主に食品、飲料、たばこの小売」及び「47.19 非専門店におけるその他の小売」の説明文は、ISICとほぼ一致していることから、47.11には食料品スーパーやコンビニエンスストア、47.19には百貨店、ホームセンター、ドラッグストアなどが該当すると考えられる。

NACE 第2版 大分類G 卸売・小売業；自動車・オートバイ修理業

中分類	小分類	細分類	項目名	対応する ISIC の細分類
47			自動車及びオートバイを除く小売業	
	47.1		非専門店における小売	
		47.11	非専門店における主に食品、飲料、たばこの小売	4711
		47.19	非専門店におけるその他の小売	4719
	47.2		専門店での食品、飲料、たばこの小売	
		47.21	専門店での果実及び野菜の小売	4721*

	47.22	専門店での肉類及び肉製品の小売	4721*
	47.23	専門店での魚、甲殻類、軟体動物の小売	4721*
	47.24	パン、ケーキ、小麦粉を使用した菓子類、砂糖菓子類の専門店での小売	4721*
	47.25	専門店での飲料の小売	4722
	47.26	専門店でのたばこ製品の小売	4723
	47.29	専門店での食品のその他の小売	4721*
47.3		専門店での自動車燃料の小売	
47.4		専門店での情報通信機器の小売	
47.5		専門店でのその他家庭用品の小売	
47.6		専門店での文化的及び娯楽用物品の小売	
47.7		専門店でのその他物品の小売	
47.8		露店及び市場を通じた小売	
	47.81	露店及び市場での食品、飲料、たばこ製品の小売	4781
	47.82	露店及び市場での織布、衣料品、履物の小売	4782
	47.89	露店及び市場を通じたその他の物品の小売	4789
47.9		店舗、露店及び市場以外での小売	
	47.91	通信販売またはインターネット経由の小売	4791
	47.99	その他の店舗、露店及び市場での小売	4799

(注1) 小分類 47.3~47.7 は細分類の記載を省略

(注2) * : 当該細分類の一部を構成